

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の初任給、昇格・昇給等に関する規程の運用 について

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の初任給、昇格・昇給等に関する規程（以下「旧昇給等規程」という。）の運用について、以下のように定めるものとする。

(旧昇給等規程第5条 別表第3関係)

第1 学歴免許等の資格関係

1 大学院修了者の学歴区分の取扱いについて

大学院の「博士課程修了」又は「修士課程修了」とは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条又は第4条に規定する所定の年限在学し、同基準第16条又は第17条に該当し、博士又は修士の学位を授与されたもの又は学位規則の一部を改正する規則（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）に規定する所定の年限在学して所定の単位を修得し、かつ、論文の審査及び試験に合格して博士又は修士の学位を授与されたものをいう。

2 大学2年修了者の学歴区分の取扱いについて

学校教育法による大学の2年制の課程を修了した者及び同法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については、「短大2卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

3 専修学校卒業者の学歴区分の取扱いについて

学校教育法による専修学校の卒業の資格を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、第1号、第2号、第4号又は第5号にあっては680時間以上、第3号又は第6号にあっては800時間以上ものに限る。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 修業年限3年以上の専門課程の卒業者 | 「短大3卒」の区分 |
| (2) 修業年限2年以上の専門課程の卒業者 | 「短大2卒」の区分 |
| (3) 修業年限1年以上の専門課程の卒業者 | 「高校専攻科卒」の区分 |
| (4) 修業年限3年以上の高等課程の卒業者 | 「高校3卒」の区分 |
| (5) 修業年限2年以上の高等課程の卒業者 | 「高校2卒」の区分 |
| (6) 修業年限1年以上の高等課程の卒業者 | 「中学卒」の区分 |

4 各種学校卒業者の学歴区分取扱いについて

学校教育法による各種学校の卒業資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴を除く。）を有する者については、当該資格がその者の職務との間に関連がある場合に限り、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じてとりあつかうことができる。

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 | 「短大2卒」の区分 |
| (2) 「中学卒」を入学資格とする修業年限3年以上の課程の卒業者 | 「高校3卒」の区分 |
| (3) 「中学卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 | 「高校2卒」の区分 |

(旧昇給等規程第6条 別表第5関係)

第2 修学年数調整関係

- 1 修学年数調整表備考の5の「理事長が別に定める教職員」等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師法の一部を改正する法律（昭和 43 年法律第 47 号）による改正前の医師法第 11 条第 2 号に規定する実地修練を得て医師国家試験に合格した教職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって同表の修学年数及び調整年数とする。

(昇給等規程第 6 条関係)

第 3 経験年数関係

1 経験年数の起算時期について

- (1) 旧昇給等規程第 6 条及び第 10 条第 1 項第 1 号の規定の適用に当たり、級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の学歴の免許等の資格又はそれぞれの表の備考に定める基準学歴（旧昇給等規程第 6 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以降の経験年数によることとなる者については、当該学歴免許等の資格について定められている修業年数（実修学年数がその年数を超える場合は、その年数を超える年数を加えた年数）の満了する月の翌月から起算するものとする。

2 経験年数の計算方法について

- (1) 経験年数の計算は、月計算により行うものとし、同一月において期間が重複して計算される場合は、1 月として計算するものとする。また、その重複する期間が在職期間とその他の期間であるとき又は換算率の異なる 2 以上の期間であるときは、教職員に最も有利となる期間により計算し、換算の結果端数が生ずる場合は、総計した後切り上げるものとする。

3 経験年数換算表の適用について

在学期間の経験年数換算表の適用については、次に掲げるところによる。

- (1) 「学校又は学校に準ずる教育機関」とは、旧昇給等規程別表第 3 に掲げる教育機関、当該課程の内容が職務との間に関連がある各種学校その他の法令の規定に基づく教育機関及び学校の専攻科、別科、研究科、選科等のように学校教育に直接付随した課程をいう。
- (2) 「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」には、中途退学した場合の当該学校又は学校に準ずる教育機関の在学を含み、休学、卒業延期、落第等により同一課程を重複した場合におけるその重複した期間は含まない。（当該重複した期間は、「その他の期間」の「その他の期間」とする。）
- (3) 大学の 1 の学部の課程を修了し、更に他の学部の課程を修了した場合のように学校において同等の課程を重複して修得した場合は、その重複した課程における在学期間は、経験年数換算表に掲げる「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」として取り扱うものとする。

(旧昇給等規程第 10 条関係)

第 4 在職者との均衡の考慮

- 1 旧昇給等規程第 10 条第 1 項但し書きで別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員の場合

職	職務の級	加算対象月数
課長代理	4 級	18 月につき 4 号給
課長	5 級	18 月につき 4 号給

(2) 教員の場合

職	職務の級	加算対象月数	
助教	1級	12月につき4号給	
講師	2級	10年以下の月数	12月につき4号給
		10年を超えた月数	18月につき4号給
准教授	3級	5年以下の月数	12月につき4号給
		5年を超えた月数	18月につき4号給
教授	4級	5年以下の月数	12月につき4号給
		5年を超えた月数	18月につき4号給

※4級の加算年数が30年を超えているものは、18月につき4号給とすることができる。

(旧昇給等規程第12条関係)

第5 特殊な技術、経験等を必要とする職の号給決定

1 旧昇給等規程第12条の号給決定は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 初任給基準表及び級別資格基準表の学歴免許等欄の「博士課程修了(医大卒業後の課程に限る)」又は「博士課程修了」の区分を適用して初任給の号給を決定された教員(次号に掲げる者を含む)について、当該決定後2号給を加算するものとする。
- (2) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第17条に規定する博士課程の修了要件のうち、大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、かつ30単位以上を修得した者。
- (3) 医学又は獣医学を履修する博士課程にあつては、前号「5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」は「4年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」と読み替え、前号の規定を適用するものとする。

(旧昇給等規程第13条関係)

第6 昇格

1 教職員が次に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める日に上位の職務の級に昇格する。

- (1) 昇任により上位の職に任用された場合 当該職に任用された日

(旧昇給等規程第14条関係)

第7 旧昇給等規程第14条第1項から第3項まで、又は、第15条第1項若しくは第2項の規定により得られる号給とは、初任給基準表のその者に適用される区分に対応する初任給欄の号給を昇格又は降格の日の前日に受けていたものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる昇格後の号給又は降格後の号給をいう。

(旧昇給等規程第17条関係)

第8 基準期間の日数計算の取扱い

1 旧昇給等規程第17条第7項に規定する基準期間(以下「基準期間」という。)の日

数計算は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基準期間の6分の1又は2分の1に相当する期間の日数は、旧公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間規程」という。）第7条第1項に規定する週休日並びに旧勤務時間規程第14条に規定する休日（旧勤務時間規程第15条第1項の規定により、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日）を除いた現日数の6分の1又は2分の1（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。
- (2) 教職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 人工透析の通院加療のための病気休暇については、時間を単位として計算するものとし、当該休暇の合計時間数に3分の2を乗じて得た時間数（当該乗じて得た時間数に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）をもって前項の病気休暇等の時間とする。

（旧昇給等規程第24条関係）

第9 復職時等における号給の調整

1 用語の定義

この項から第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇給日 （旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第7条に規定する昇給日をいう。
- (2) 算定期間 一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間をいう。
- (3) 基準号給 休職等の期間の初日において受けていた号給をいう。
- (4) 基準日 休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日）をいう。
- (5) 調整期間 各算定期間における休職等の期間を旧昇給等規程別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。
- (6) 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

2 復職時調整の要領について

- (1) 復職等の日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その前日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の前日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。
- (2) 調整数は、算定期間ごとに次のア及びイに定める数を合算して得た数とする。
 - ア 当該算定期間に係る標準号給数（旧給与規程第7条第2項において当該教職員に係る標準となる号給数をいう。次号において同じ。）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（旧昇給等規程第20条、第21条及び第22条に定めるところにより行うものを除く。）の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数）
 - イ 当該算定期間においてその者の受けた旧昇給等規程第21条又は第22条に定

めるところによる昇給（基準日から休職等の日の初日までの期間におけるものを除く。）の号給数に相当する数

- (3) 休職等の期間以外の勤務しなかった日数が合算期間の6分の1以上又は2分の1以上に相当する期間の日数以上となる算定期間、停職、減給又は戒告処分があった算定期間等に係る前号アに定める数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない教職員及び勤務しないこととなる教職員については復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。

3 昇格、降格、異動との関係について

- (1) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に旧昇給等規程第14条第1項又は第2項に該当する昇格をした教職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整及び昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、アによる調整の過程において前項第2号に規定する「合算して得た数」に1未満の端数が生じたときは、これをイによる調整の過程における同号に規定する「合算して得た数」に合算することができる。
ア 昇格の日を復職等の日とみなして、前項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整を行う。
イ アにより得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして旧昇給等規程第14条第1項又は第2項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、前項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を行う。
- (2) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に旧昇給等規程第15条第1項に該当する降格をした教職員の降格の日以後に行う復職時調整については、前号に準じて取り扱う。
- (3) 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に旧昇給等規程第16条に規定する異動があった場合は、同条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

4 期間計算について

- (1) 休職等の期間は暦に従って月および日を単位として計算し、それぞれの換算率を乗じて調整期間を算出する。
- (2) 換算により生じた2分の1月は15日、3分の1月は10日として取り扱い、各期間の1月未満の部分を合算するときは、30日をもって1月とする。

5 復職時調整の計算の過程等について

旧昇給等規程第24条に基づく復職時調整については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。

附 則

(施行期日等)

この運用は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。